

ほうらいの里ショートステイ 利用料金一覧表

適用： 令和7年8月1日

〔表内単位：円〕

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険適用分	① 基本サービス費	451	561	603	672	745	815	884
	② サービス提供体制加算（Ⅲ）				6			
	③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			①+②+⑥+⑦+⑧の月額合計×13.6%				
その他実費分	④ 滞在費	第1段階		0				
		第2段階		430				
		第3段階		430				
		第4段階		920				
	⑤ 食事代	第1段階		300				
		第2段階		600				
		第3段階①		1,000				
		第3段階②		1,300				
		第4段階	1,600 (朝食300円、昼食700円、夕食600円)					

* 特定の要件に該当する場合に発生する加算

内 容	金 額	説 明
⑥ 送迎加算	184円／回	自宅から施設間の送迎を利用した場合の加算 (往復利用の場合 184円×2回=368円)
⑦ 緊急短期入所受入加算	90円／日	利用者の状態や家族の事情によりケアマネジャーが緊急に利用 することが必要と認め緊急に受け入れた場合、7日間を限度（特定要件の場合は最大14日間）に加算
⑧ 個別機能訓練加算	56円／日	個別機能訓練計画が作成され、理学療法士等による機能訓練を行った場合に加算（対象者のみ）

- ※ ①②および⑥～⑧は、介護保険負担割合 1 割の場合の金額です。2 割負担の場合は①②および⑥～⑧の金額は2倍になります。（市町村から発行された『介護保険負担割合証』をご確認ください）
- ※ 介護保険負担限度額認定証について

以下要件に該当される方は市町村の介護保険窓口へ申請することで居住費および食費の負担が軽減される認定を受けることができます。（詳しくは市町村の窓口にて直接お問い合わせください）

負担段階	世帯の所得状況
第1段階	生活保護受給者等
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が80万円以下の人
第3段階①	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が80万円～120万円以下の人
第3段階②	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が120万円を超える人

☆ お支払いは、月末締めの一ヶ月分をまとめてのご請求となります。

☆ 兵庫西農協（JA）・郵便局・兵庫信用金庫からの自動口座振替がご利用できます。

☆ 口座振替を利用されない方は、請求書がお手元に届きましたら、ほうらいの里での直接の支払い、もしくは以下指定口座にお振込みください。

＜指定口座＞ ほうらいの里 短期入所生活介護事業所 理事長 岡田 雄二

兵庫西農業協同組合 高田支店 普通 0503731